

医療費適正化計画の骨子案について

栃木県保健福祉部

平成29年10月

医療費適正化計画の骨子案について

○ 章構成は、2期計画を踏まえて作成

第1章－計画の策定にあたって(基本的な考え方)

→ 背景、概要、関連計画等との調和 等

概要(対策の柱)

- ・県民の健康の保持の推進
- ・医療の効率的な提供の推進

県民の健康の保持の推進

医療の効率的な提供の推進

第2章－医療費を取り巻く現状と課題

第3章－医療費適正化に向けた目標と医療費の見込み

→ 施策目標

⇒ 医療費の見込み

第4章－目標実現のための施策と県の役割

第5章－計画の推進

→ PDCAサイクルに基づく推進、周知、推進体制

第1章－① 計画の策定にあたって(基本的な考え方)

1 計画策定の背景

- (1) 超高齢社会の到来
- (2) 医療費への影響と構造的・根本的な対策の重要性

2 計画の概要

(1) 計画の基本的事項

目的	県民の健康の保持・増進を推進するとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することにより、医療に要する費用の適正化(医療費適正化)を総合的かつ計画的に推進する。
性格	高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療費適正化基本方針に即して策定する、本県の医療費適正化の総合的な推進に関する基本・実行計画である。
計画の期間	平成30年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする6か年計画とする。

(2) 具体的な対策の柱

- ① 県民の健康の保持・増進に関し、取り組むべき施策
- ② 医療の効率的な提供の推進に関し、取り組むべき施策

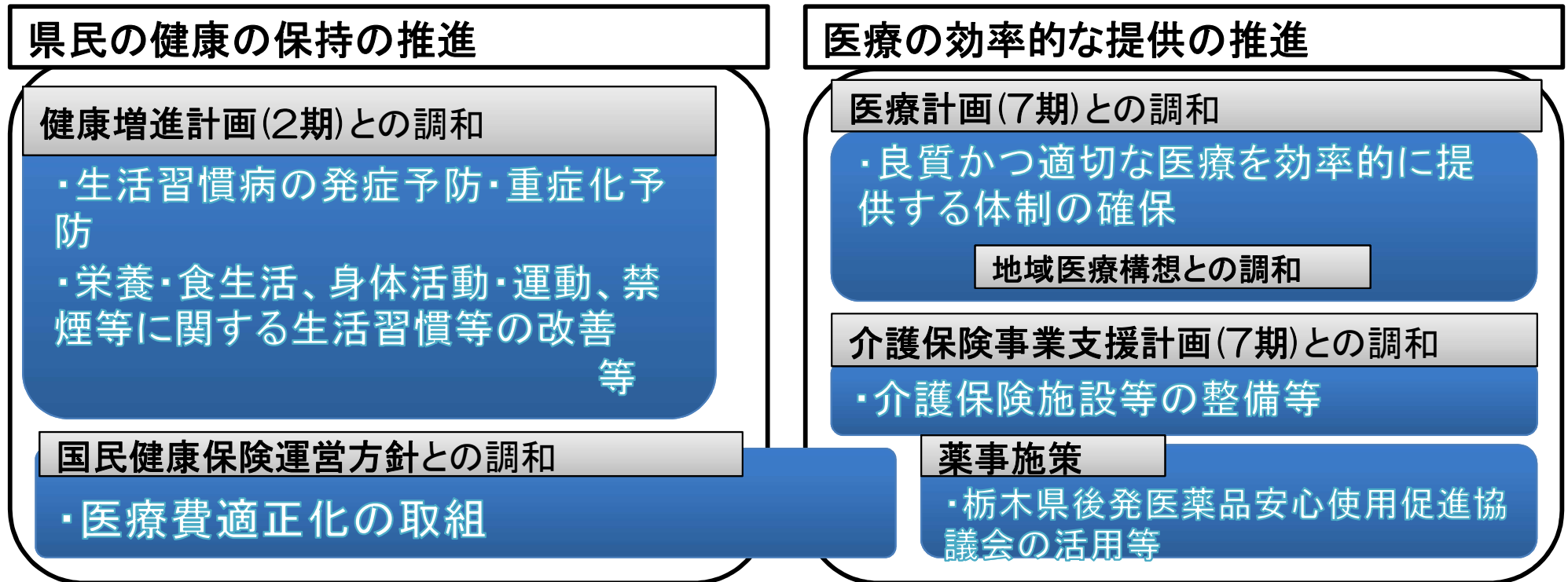
第1章－② 計画の策定にあたって(基本的な考え方)

2 計画の概要

(3) 他の計画等との関係

栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン(2期計画)」、栃木県保健医療計画(第7期)、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(七期計画)」及び栃木県国民健康保険運営方針等と調和のとれた計画とする。

<体系図>



第2章－① 医療費を取り巻く現状と課題

<考え方>

- 対策の柱である県民の健康の保持及び医療の効率的な提供について、関連計画における施策等の進捗状況を踏まえながら、現状及び課題を把握する。その際、市町や保険者における医療費適正化に向けた取組の推進に寄与するよう、保険者インセンティブの評価指標(保険者共通+データヘルス計画策定状況)及び健康なまち・職場づくり宣言2020(日本健康会議)の指標に関し、その進捗状況について見える化を図る。

1 県民の健康の保持

(1) 県民の健康状態

① 平均寿命・健康寿命

② 生活習慣病患者

- ・生活習慣病に着目した本県の総患者数(年齢階級別や年次比較)及び粗死亡率、年齢調整死亡率
- ・がん検診の実施状況 ・市町・保険者による生活習慣病の重症化予防の取組状況

③ 生活習慣病予防

- ・栄養・食生活、体格(肥満とやせ)、運動と休養、喫煙

④ 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

⑤ 市町・保険者による予防・健康づくりを推進する事業の実施状況

- ・データヘルス計画に基づく保健事業 ・予防・健康づくりのための加入者等を対象としたインセンティブの提供
- ・健診結果のわかりやすい情報提供 ・その他、健康なまち・職場づくりに向けた取組

(2) 疾病予防(予防接種)の実施状況

- ・予防接種の実施状況

(3) 課題

- ① 生活習慣病患者の増加
- ② 疾病予防(予防接種)の重要性

第2章－② 医療費を取り巻く現状と課題

2 医療の効率的な提供

- (1) 医療提供体制 ※次期保健医療計画や高齢者支援計画の策定状況を踏まえて、検討
- ① 受療の状況
 - ② 医療資源の状況
 - ③ 在宅医療等
- (2) 医薬品の安心・適正使用
- ① 後発医薬品の状況
 - ・数量ベース、調剤率の推移 ・市町・保険者による後発医薬品の使用促進
 - ② 医薬品の適正使用の状況
 - ・重複投薬者・多剤服薬者数 ・市町・保険者による加入者の適正服薬・適正受診を促す取組
- (3) 課題 ※次期保健医療計画等の策定状況を踏まえて、検討
- ① 高齢化に伴う医療需要の変化
 - ② 重複投薬者・多剤服薬者への対策の重要性

第3章－① 医療費適正化に向けた目標と医療費の見込み

1 基本理念

- ・県民の生活の質の維持及び向上を図ります
- ・超高齢社会に対応します
- ・目標の達成状況の評価を適切に行います

2 達成すべき施策目標 【数値指標案：別紙2－2】

(1) 県民の健康の保持

- ① 特定健康診査の推進
- ② 特定保健指導の推進
- ③ 生活習慣病の早期発見・早期治療の推進
- ④ 喫煙対策
- ⑤ 予防接種の接種率の向上に向けた取組の推進
- ⑥ 食生活の改善や運動習慣の定着等の推進

(2) 医療の効率的な提供

- ① 病床機能の分化及び連携並びに
地域包括ケアシステムの構築の推進
- ② 後発医薬品の安心使用の促進
- ③ 医薬品の適正使用の推進

<目標実現に向けた施策方針>

【第4章】

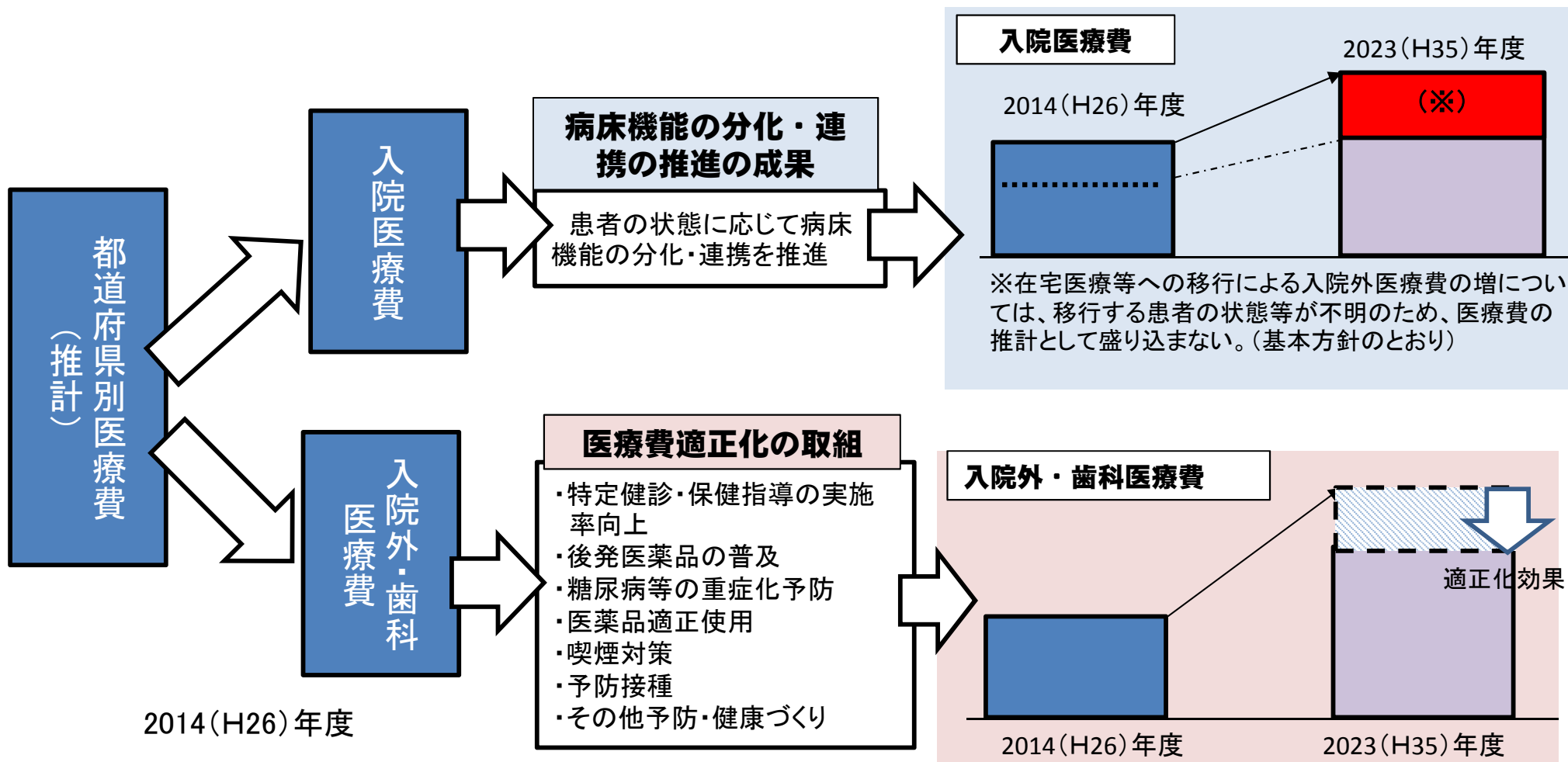
- ・保険者による保健事業の推進
- ・市町による健康づくり及び
疾病予防(予防接種)に関する取組の推進
- ・健康長寿とちぎづくりの推進

【第4章】

第3章－② 医療費適正化に向けた目標と医療費の見込み

3 目標の達成によって予想される医療費の見込み ・平成35年度における医療費見込み(適正化前・適正化後)

<医療費見込みの推計イメージ>

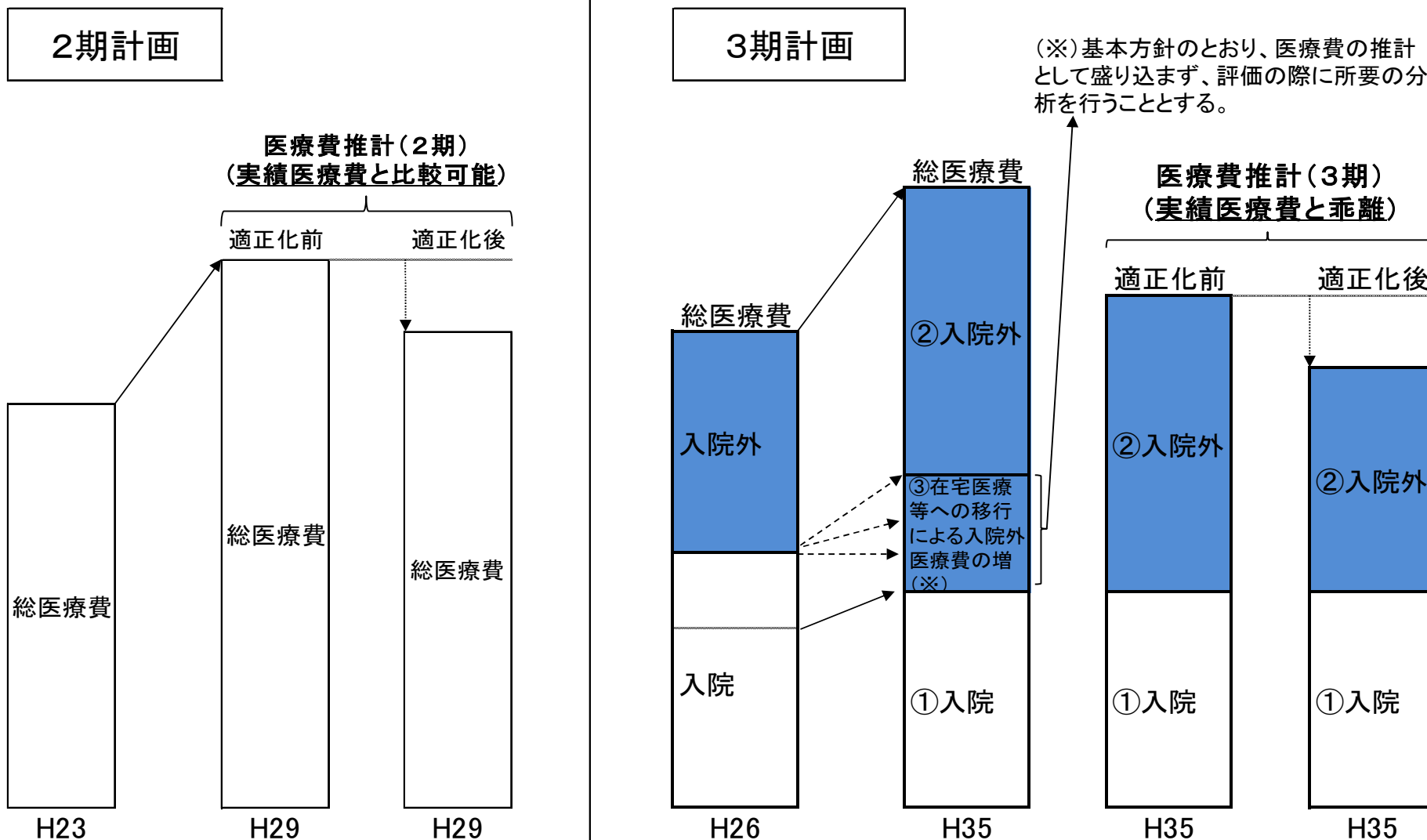


第3章－③ 医療費適正化に向けた目標と医療費の見込み

<考え方>

- 3期計画における医療費の見込みは、地域医療構想の推進に伴い、入院医療から在宅医療等に移行する患者に要する医療費を除いているため、実績医療費と乖離する額を見込むこととなる。
- このため、3期計画における医療費見込みについては、計画を評価する際(平成35年度及び平成36年度)に実績医療費に留意の上、調査及び分析を行うこととする。

<2期計画と3期計画との医療費推計の考え方の相違点>



第4章－① 目標実現のための施策と県の役割

1 目標達成に向けた取組と県の役割

<考え方:県の役割>

- 1 国民健康保険の保険者となることも踏まえて、市町による健康づくり・保健事業の取組を促す役割
- 2 保険者協議会や健康長寿とちぎづくり推進県民会議を通して、保険者の取組や県民の健康づくりを促す役割
- 3 医療費適正化に関連する取組の推進のため、関係者間で地域課題等の共有・意見交換を促す役割

(1) 県民の健康の保持

施策方針	目標達成に向けた取組	県の役割と施策
保険者による保健事業の推進	特定健診・特定保健指導の効果的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導の必要性に係る普及啓発 ・特定健診等の実施率向上のための技術的助言 ・特定健診等に携る医師・保健師等に対する研修 ・特定健診等の先進的な取組例など、保険者に対する各種情報提供
	<u>データヘルス計画、糖尿病重症化予防プログラム等に基づく生活習慣病予防の推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診データの活用やそれを用いた効果的な健康増進事業の推進への支援
	保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県保険者協議会を通じた保険者の取組支援 ・栃木県保険者協議会への助言や支援
市町による健康づくり及び疾病予防(予防接種)に関する取組の推進	市町健康増進計画に基づく健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の各種健康増進事業について、必要な情報の提供や技術的支援等の実施
	<u>予防接種の接種率向上に向けた効果的な普及啓発</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する正しい知識の普及啓発
健康長寿とちぎづくりの推進	「とちぎ健康21プラン(2期計画)」の基本方向に沿った、 <u>健康長寿とちぎづくり県民運動、喫煙対策等の各種事業の実施</u>	

第4章－② 目標実現のための施策と県の役割

1 目標達成に向けた取組と県の役割

(2) 医療の効率的な提供

施策方針	目標達成に向けた取組	県の役割と施策
病床機能の機能分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療計画(地域医療構想を含む)に基づく医療連携体制の整備 在宅医療サービスや訪問看護・介護等サービスなどの提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ※次期保健医療計画の策定状況を踏まえて、検討 ・病床機能の機能分化及び連携の推進に向けた医療提供体制の整備・支援 ・在宅医療等の充実・強化のための基盤整備等 ・在宅医療・介護連携の推進 等
後発医薬品の安心使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用促進に係る環境整備の推進 ・県民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・「後発医薬品安心使用促進協議会」の運営を通じた取組 ・「薬と健康の週間」等の機会を捉えた県民への普及啓発
医薬品の適正使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 適切な受療行動の促進に向けた、かかりつけ医などの推進 ・保険者による被保険者の適正服薬等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ※次期保健医療計画の策定状況を踏まえて、検討 ・「かかりつけ医・歯科医」、「かかりつけ薬局・薬剤師」や「おくすり手帳」の普及啓発 等 ・栃木県保険者協議会を通じた保険者の取組支援

2 関係者の役割及び連携協力

(1) 関係者の役割

- ①市町 ②保険者 ③医療機関・医療関係者
 ④事業者・企業等 ⑤県民

(2) 連携協力

- ・県及び関係者の役割発揮と相互の連携協力の重要性

第5章－① 計画の推進(PDCAサイクルに基づく計画の推進)

<考え方>

- 医療費適正化計画のPDCAサイクルは、計画に掲げた目標の進捗を把握し、実績医療費の推移も参考としながら、目標達成に向けた取組を進めることとする。

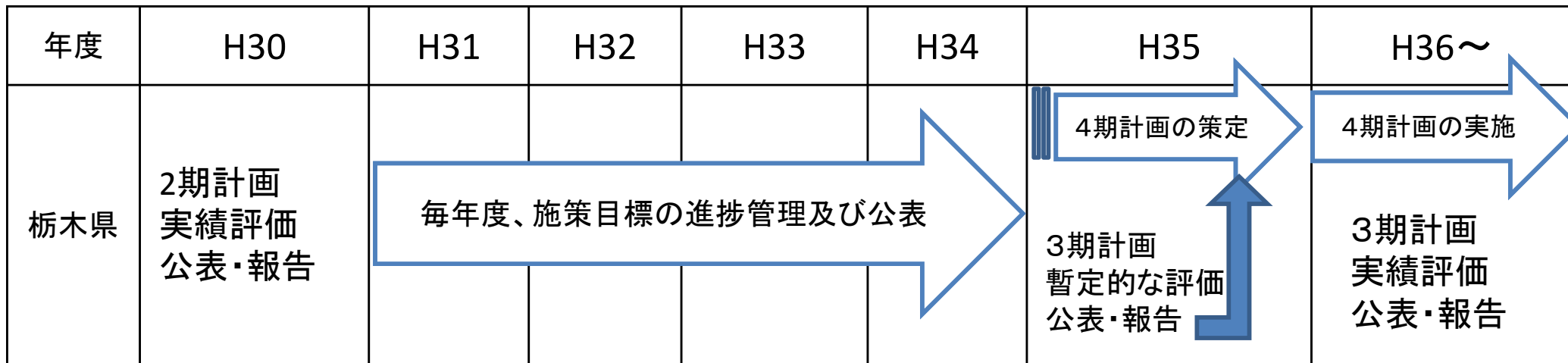
1 PDCAサイクルに基づく計画の推進

- ・ 医療費を取り巻く現状に関する調査及び分析
医療費及び特定健康診査等の医療費適正化に関連する取組状況の把握や分析を行う
- ・ 進捗状況の公表(平成31年度～平成34年度)
初年度及び最終年度以外の毎年度、目標の進捗状況の管理を行い、その結果を公表する
- ・ 暫定的な実績評価(平成35年度)
次期都道府県計画の作成に資するため、計画期間の最終年度に、平成35年度医療費見込みに留意の上、実績医療費や目標の調査及び分析を行い(※)、結果を公表する
※病床機能の分化及び連携に伴う入院外医療費の増加分(第3章－③)を勘案する
- ・ 実績評価(平成36年度)
計画期間終了の翌年度に、平成35年度医療費見込みに留意の上、実績医療費や目標に関する評価を行い、結果を公表する
- ・ 進捗状況を踏まえ、必要に応じ、計画を見直す等の対策を講じる

第5章－② 計画の推進（PDCAサイクルに基づく計画の推進）

1 PDCAサイクルに基づく計画の推進

＜計画の進捗管理等の流れ＞



2 計画の周知

- ・ 保険者・医療機関に対する周知
- ・ 県民に対する周知

3 計画の推進体制

- ・ 本庁
- ・ 健康福祉センター（保健所）

(参考)今後のスケジュール

平成29年12月下旬 栃木県医療費適正化計画協議会
(3期計画素案)

平成29年12月末～ パブリックコメント
法定協議(市町、保険者協議会)

3月 栃木県医療費適正化計画協議会
(3期計画最終案、2期計画進捗管理)

3月末 計画策定、公表

別紙 数値指標案

平成 29 年 10 月

＜考え方＞

国の基本方針において数値指標を設定することとされている特定健康診査、特定保健指導及び後発医薬品に加えて、本県では、生活習慣病の早期発見・早期治療に関する目標として、がん検診及び糖尿病重症化予防に係る数値指標を位置づけることとしたい。

※ 現時点での案であり、「本県の数値指標案」は、国の動向や関連計画等における策定・評価の状況等を踏まえて、引き続き検討するものです。

No.	項目	ベースライン (栃木県)	本県の数値指標案	全国平均	全国 目標
1	特定健康診査の実施率	48.1% (平成 27 年度)	実施率 70%以上 (平成 35 年度) 【考え方】 ベースラインの実施率が全国目標値を下回っている状況を踏まえ、引き続き全国目標値とする	50.1% (平成 27 年度)	70%以上
2	特定保健指導の実施率	19.0% (平成 27 年度)	実施率 45%以上 (平成 35 年度) 【考え方】 1と同じ	17.5% (平成 27 年度)	45%以上
3	特定保健指導対象者の割合の減少率	※国の基本方針改正(予定)を踏まえて設定する必要がある		—	25%以上
		国の基本方針改正を踏まえ算出	<参考> 「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」 全国目標: 減少率 25%以上 (平成 35 年度/平成 20 年度比)		
4	生活習慣病の早期発見・早期治療に関する目標	※栃木県がん対策推進計画(3期計画)と合せて、設定する必要がある		がん検診受診率 ア 胃がん 40.9% イ 肺がん 46.2% ウ 大腸がん 41.4% エ 子宮頸がん 42.3% オ 乳がん 44.9% (平成 28 年国民生活基礎調査)	ア～オ 50%以上 ※第3期がん対策推進基本計画(案)
		がん検診受診率 ア 胃がん 41.7% イ 肺がん 44.0% ウ 大腸がん 45.0% エ 子宮頸がん 43.3% オ 乳がん 50.0% (平成 28 年度県民健康・栄養調査(速報値))	<参考> 栃木県がん対策推進計画(2期計画) がん検診受診率の向上 ア 胃がん 50%以上 イ 肺がん 50%以上 ウ 大腸がん 50%以上 エ 子宮頸がん 60%以上 オ 乳がん 60%以上 【考え方】 とちぎ健康21プラン(健康長寿とちぎづくり)と整合的な目標を位置づける		
		※栃木県保健医療計画(7期計画)と合せて、設定する必要がある			
		糖尿病重症化予防の取組を実施する保険者 8 保険者	かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防に取り組む保険者数の増加 【考え方】 栃木県糖尿病重症化予防プログラムに沿った、保険者における取組を推進する		<参考> 800 市町村 24 広域連合 (日本健康会議)
5	後発医薬品の使用割合	使用割合 (数量ベース) 68.4% (平成 28 年度)	使用割合 80%以上 (平成 35 年度) 【考え方】 全国目標を踏まえ、80%とする	使用割合 (数量ベース) 68.6% (平成 28 年度)	80% (H32 年 9 月)

医療費適正化基本方針(H28.11.4)	2期計画 骨子	3期計画 骨子(案)
はじめに	-	-
第1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項	第1章 計画の策定にあたって(計画の基本的な考え方)	第1章 計画の策定にあたって(計画の基本的な考え方)
一 全体的な事項	1 計画策定の背景	1 計画策定の背景
1 医療費適正化計画の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> (1) 超高齢社会の到来 (2) 医療費への影響と構造的・根本的な対策の重要性 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 超高齢社会の到来 (2) 医療費への影響と構造的・根本的な対策の重要性
2 第三期医療費適正化計画における目標	2 計画の概要	2 計画の概要
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画の基本的事項 (2) 具体的な対策の柱 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画の基本的事項 (2) 具体的な対策の柱
	<ul style="list-style-type: none"> ◇県民の健康の保持・増進に関し、取り組むべき施策 ◇医療の効率的な提供の推進に関し、取り組むべき施策 	<ul style="list-style-type: none"> ◇県民の健康の保持・増進に関し、取り組むべき施策 ◇医療の効率的な提供の推進に関し、取り組むべき施策
3 都道府県医療費適正化計画の作成のための体制の整備	→ 栃木県保健福祉協議会医療費適正化計画策定部会	→ 栃木県医療費適正化計画協議会
4 他の計画等との関係	(3) 他の計画との関係	(3) 他の計画等との関係
(1) 健康増進計画との調和	【健康増進計画】とちぎ健康21プラン(2期計画)	【健康増進計画】とちぎ健康21プラン(2期計画)
(2) 医療計画との調和	【医療計画】栃木県保健医療計画(6期計画)	【医療計画】栃木県保健医療計画(7期計画)
(3) 介護保険事業支援計画との調和	【介護保険事業支援計画】はつらつプラン21(5期計画)	【介護保険事業支援計画】はつらつプラン21(7期計画)
(4) 国民健康保険運営方針との調和	-	【国民健康保険運営方針】栃木県国民健康保険運営方針
-	第2章 医療費を取り巻く現状と課題	第2章 医療費を取り巻く現状と課題
-	1 現状	-
<p>二 1 住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定健康診査の実施率 (2) 特定保健指導の実施率 (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (4) たばこ対策 (5) 予防接種 (6) 生活習慣病等の重症化予防の推進 (7) その他予防・健康づくりの推進 	(1) 生活習慣病及びその予防対策の状況	1 県民の健康の保持
	-	(1) 県民の健康状態
	-	①平均寿命・健康寿命
	①生活習慣病患者	②生活習慣病患者
	・生活習慣病に着目した本県の総患者数(年齢階級別や年次比較)及び粗死亡率、年齢調整死亡率	・生活習慣病に着目した本県の総患者数(年齢階級別や年次比較)及び粗死亡率、年齢調整死亡率
	-	・がん検診の実施状況
	-	・市町・保険者による生活習慣病の重症化予防の取組状況
	②生活習慣病予防対策	③生活習慣病予防対策
	・栄養・食生活、体格(肥満とやせ)、運動と休養、喫煙	・栄養・食生活、体格(肥満とやせ)、運動と休養、喫煙
	③特定健康診査の実施状況	④特定健康診査・特定保健指導の実施状況
	④特定保健指導の実施状況	【移動→④に統合】
	⑤メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の状況	【移動→「特定保健指導対象者の割合」として④に統合】
	-	⑤市町・保険者による予防・健康づくりを推進する事業の実施状況

医療費適正化基本方針(H28.11.4)	2期計画 骨子	3期計画 骨子(案)
<p>二 1 住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項</p> <p>(1) 特定健康診査の実施率 (2) 特定保健指導の実施率 (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (4) たばこ対策 (5) 予防接種 (6) 生活習慣病等の重症化予防の推進 (7) その他予防・健康づくりの推進</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>・データヘルス計画に基づく保健事業</p> <p>・予防・健康づくりのための加入者等を対象としたインセンティブの提供</p> <p>・健診結果のわかりやすい情報提供</p> <p>・その他、健康なまち・職場づくりに向けた取組</p> <p>(2) 疾病予防（予防接種）の実施状況</p> <p>(3) 課題</p> <p>①生活習慣病患者の増加</p> <p>②疾病予防（予防接種）の重要性</p>
<p>二 2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項</p> <p>病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築</p> <p>(1) 後発医薬品の使用促進 (2) 医薬品の適正使用の推進</p>	<p>-</p> <p>(2) 医療資源の状況</p> <p>-</p> <p>①医療施設</p> <p>②医療従事者（医師・歯科医師・薬剤師・看護職員数）</p> <p>③病床数</p> <p>(3) 平均在院日数</p> <p>(4) 在宅医療</p> <p>(5) 後期高齢者の外来受療行動</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>2 医療の効率的な提供</p> <p>(1) 医療提供体制</p> <p>①受療の状況</p> <p>②医療資源の状況</p> <p>【移動→②に統合】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>③ 在宅医療等</p> <p>【移動→(1)①へ統合】</p> <p>(2) 医薬品の安心・適正使用</p> <p>①後発医薬品の状況</p> <p>・数量ベース、調剤率の推移</p> <p>・市町・保険者による後発医薬品の使用促進</p> <p>②医薬品の適正使用の状況</p> <p>・重複投薬者・多剤服薬者数</p> <p>・市町・保険者による加入者の適正服薬・適正受診を促す取組</p> <p>(3) 課題</p> <p>①高齢化に伴う医療需要の変化</p> <p>②重複投薬や多剤服薬への対策の重要性</p>
<p>二 5 都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項 & 第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項</p> <p>-</p>	<p>(6) 医療費の動向</p> <p>-</p> <p>①全国の医療費の状況</p> <p>②本県の医療費の状況</p> <p>③本県の後期高齢者医療費の状況</p> <p>-</p>	<p>3 医療費の動向</p> <p>(1) 医療費の状況</p> <p>①全国の医療費</p> <p>②本県の医療費</p> <p>【移動→②へ統合】</p> <p>(2) 課題（医療費の増加）</p>

医療費適正化基本方針(H28.11.4)	2期計画 骨子	3期計画 骨子(案)
—	(7) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の状況	【移動→(4)①へ】
—	2 課題	—
—	(1) 生活習慣病患者の増加	【移動→1(4)①へ】
—	(2) 平均在院日数の長さ	【削除】
—	(3) 医療費（後期高齢者の医療費）の増加	【移動→3(2)へ】
二 計画の内容に関する基本的事項	第3章 達成すべき目標と医療費に及ぼす影響の見通し	第3章 達成すべき目標と医療費に及ぼす影響の見込み
—	1 基本理念	1 基本理念
—	2 達成すべき施策目標	2 達成すべき施策目標
1 住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項	—	(1) 県民の健康の保持
(1) 特定健康診査の実施率に関する数値目標	(1) 特定健康診査の実施率	①特定健康診査の推進
(2) 特定保健指導の実施率に関する数値目標	(2) 特定保健指導の実施率	②特定保健指導の推進
(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標	(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	【移動→②へ統合（特定保健指導対象者の割合の減少率）】
(6) 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標	—	③生活習慣病の早期発見・早期治療の推進
(4) たばこ対策に関する目標	—	④喫煙対策
(5) 予防接種に関する目標	—	⑤予防接種の接種率の向上に向けた取組の推進 →「③」
(6) 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標	—	⑥食生活の改善や運動習慣の定着等の推進
(7) その他予防・健康づくりの推進に関する目標 & 8 その他医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項	—	
2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項	—	(2) 医療の効率的な提供
—	(4) 平均在院日数の短縮日数	【削除】
病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築を目指す	—	①病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築の推進
(1) 後発医薬品の使用促進に関する数値目標	(5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する目標	②後発医薬品の安心使用の促進
(2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標	—	③医薬品の適正使用の推進
—	(6) その他、医療費適正化の推進に関する目標（喫煙対策）	【移動→(1)⑤へ】
(6 計画期間における医療費の見込みに関する事項)	3 施策目標の達成によって予想される医療費の見通し	3 施策目標の達成によって予想される医療費の見込み
3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項	第4章 目標実現のための施策と県の役割	第4章 目標実現のための施策と県の役割
—	1 目標達成に向けた取組	【移動→下記1に統合】
—	2 県の役割と施策	1 目標達成に向けた取組と県の役割

医療費適正化基本方針(H28.11.4)	2期計画 骨子	3期計画 骨子(案)
(1) 住民の健康の保持の推進	(1) 生活習慣病の予防に向けた施策 - ①保険者による特定健康診査・特定保健指導の推進のための支援 ②保険者協議会への支援 ③保険者による健康増進対策推進のための支援 - ④健康づくりの推進 ⑤市町村による健康増進事業の推進のための支援 -	(1) 県民の健康の保持 ①保険者による保健事業の推進 ・特定健康診査・特定保健指導の <u>効果的な実施の推進</u> ・保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の推進 ・ <u>データヘルス計画等に基づく生活習慣病予防の推進</u> ②市町による健康づくり及び疾病予防に関する施策の推進 ③健康長寿とちぎづくりの推進 【移動→②へ】
(2) 医療の効率的な提供の推進	(2) 平均在院日数の短縮に向けた施策 ①医療連携体制の構築 ②在宅医療・地域ケアの推進 ③地域連携クリティカルパスの普及 ④療養病床の転換支援 - (3) その他、医療費適正化のための取組 ①適切な受療行動の促進 ②後発医薬品（ジェネリック医薬品）の安心使用の促進	(2) 医療の効率的な提供 【移動→(2)①に統合】 ①病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築の推進 ②後発医薬品の安心使用の促進 ③医薬品の適正使用の推進 - 【移動→(2)③に統合】 【移動→(2)②へ】
①病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築	-	①病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築の推進
②後発医薬品の使用促進	-	②後発医薬品の安心使用の促進
③医薬品の適正使用の推進	-	③医薬品の適正使用の推進
-	-	-
4 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項 (第4 医療費適正化に関するその他の事項)	3 関係者の役割及び連携協力 (1) 関係者の役割 ①市町村 ②保険者 ③医療機関・医療関係者 ④事業者・企業等 ⑤県民 (2) 連携協力	2 関係者の役割及び連携協力 (1) 関係者の役割 ①市町 ②保険者 ③医療機関・医療関係者 ④事業者・企業等 ⑤県民 (2) 連携協力
5 都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項 & 第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項	→「第2章」、「第5章」	→「第2章」、「第5章」
6 計画期間における医療費の見込みに関する事項	→「第3章 3」	→「第2章」、「第5章」

医療費適正化基本方針(H28.11.4)	2期計画 骨子	3期計画 骨子(案)
〔 5 都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項〕 第2 都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項 第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項第	第5章 計画の推進	第5章 計画の推進
ー 一 評価の種類 1 進捗状況の公表 2 進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価） 3 実績の評価 〔 7 計画の達成状況の評価に関する事項 〕 二 評価結果の活用	1 PDCAサイクルに基づく計画の推進 (1) 中間年度の進捗状況評価 ー ー ー (2) 最終年度の翌年度の実績評価 (3) 実績評価に基づく取扱い ー	1 PDCAサイクルに基づく計画の推進 【削除】 (1) 医療費を取り巻く現状に関する調査及び分析 (2) 毎年度の進捗状況の公表 (3) 最終年度の暫定評価 (4) 最終年度の翌年度の実績評価 (5) 実績評価に基づく取扱い (6) 要因分析・対策実施
三 その他	2 計画の周知 (1) 保険者・医療機関に対する周知 (2) 県民に対する周知 3 計画の推進体制 (1) 本庁 (2) 健康福祉センター（保健所）	2 計画の周知 (1) 保険者・医療機関に対する周知 (2) 県民に対する周知 3 計画の推進体制 (1) 本庁 (2) 健康福祉センター（保健所）